

発 言 通 告 書

発言者氏名	小林伸行
発言の会議	平成29年 5月31日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、教育委員会委員長、教育長

【件名及び発言の要旨】

1 組体操の必要性について

- (1) 本件に限らず、教育委員会事務局には、情報を隠したがる体質があり、適切な職員指導が必要ではないか。教育委員会委員長に伺う。
- (2) 組体操の効果はリスクに見合うのか。教育長に伺う。
- (3) 組体操の実施の是非は、学校長の判断であり、教育委員会は口を挟めないと教育長は理解しているのか。
- (4) 学校長に、教育委員会が指図することが「越権行為」ならば、賠償や訴訟のリスクも学校長が負ってくれるのか。本市の一般会計に何らかの損失をこうむる可能性があるのか。教育長に伺う。
- (5) 事故件数の最も多かった学校名と、当該校の事故件数、そこで行われた組体操の内容を、教育長に伺う。

2 横須賀産品の付加価値向上の方策について

- (1) 生物多様性の豊かな小田和湾にて県内初となるサーモンの養

殖が行われているようだが、サーモン養殖に伴う負の影響の管理にどの程度関心が払われているか、一抹の懸念を持っている。同地の養殖サーモンは味もよいそうであり、より付加価値を高めつつ、本市の海域の環境を保全していくためにも、ASC認証取得も見据えながら、少しでも環境影響に配慮した養殖方法となるよう、働きかけてはいかがか。

- (2) 市内には、何軒もの養蜂家があり、近年はCCD（蜂群崩壊症候群）で巣箱ごと壊滅する被害が相次いでいるが、その原因がネオニコチノイド系農薬である疑いは強い。国も、2016年7月7日の蜜蜂被害事例調査の報告の中で、「殺虫剤に蜜蜂が直接暴露したことが原因である可能性が高い」と、その影響に言及。その後、「農薬の使用規制を含めた必要な措置を検討していく方針である」と述べ、予防原則的な保全へと大きくかじを切った。については、ネオニコチノイド系農薬不使用の農家の作物を、ミツバチ印のブランドで付加価値を高めて売り出すにはよい時期だ。横須賀野菜ブランド化事業の柱の一つとして、検討してはいかがか。

3 市長の「政策集」の最終検証について

- (1) 吉田市長が2期目に際して掲げた「政策集」の最終検証がそろそろ必要だと考えるが、いつ、どのような形で示されるのか。

4 「選ばれるまち」などという「骨太のビジョン」なるものの妥当性について

- (1) 吉田市長は「選ばれるまち、横須賀」というキャッチフレーズを多用しているが、これがどうして「骨太のビジョン」と言えるのか、論理的に御説明されたい。
- (2) 結論から言えば、「選ばれるまち」キャンペーンは失敗しているが、市長の所見を伺う。
- (3) 「選ばれるまち」というのは、よく考えれば軽薄で、あたかも「誰からも好かれない。選ばれない」という八方美人な人のようだ。横須賀市の個性をはっきりさせ、横須賀市を好きにな

ってくれる方に、横須賀市で幸せに暮らしていただくことが、何よりも大事なのではないか。他所で中身のないイメージ広告をまく前に、まず目の前にいる市民が幸せに子育てができない環境を全力で改善することこそ、最優先の課題ではないか。この指摘に対する市長の感想を伺う。

5 市長の政治姿勢と地方自治制度への理解について

- (1) 市長が本市の出身者でなくとも、仮に市長が現時点で市外に在住していても、全く問題ない。とはいえ、市長が横須賀市に腰を据えた上で定住促進や市内居住を呼びかけているのか、プロ経営者としてそれが本市にとって必要なことだと割り切って呼びかけているのかについては、市民や職員の関心も高く、受けとめ方も変わってくるだろう。そこで、政策実現に向けた市長の政治姿勢という観点から伺う。

ア 政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例に基づく資産等報告書及び資産等補充報告書で確認したところ、市長は持ち家ではなく借家にお住まいだと理解しているが、間違いないか。

イ 市長は定住促進に取り組んでいるが、市長の市内の住所が借家なのにもかかわらず、他市には住居物件を所有していることについては、「他人には横須賀市に住もうと呼びかけながら、自分自身は市長退任後に他市へ移住するつもりなのではないか」とのうわさをちまたで耳にすることも何度となくある。このことから、定住促進への本気度をいぶかしむ声も多く、このような情報が定住促進の足かせとなるのであれば、対策をとる必要を感じる。市民に対してどのように説明するのか、伺う。

ウ 昨年の代表質問に対し、市長からは「職員の市内居住を勧めたい」旨の御答弁をいただいた。しかし、職員の上に立つ市長が、いつでも市外に引っ越しできる借家住まいであることについて「どうせ市長は退任後に他所に移るつもりなのに、なぜ自分たちにばかり要求するのか」と憤慨する声も聞こえてくる。職員に対し、どう説明するのか、伺う。

- (2) 市長の被選挙権には地方自治法上、住所要件がない。このこ

とは、市長というものが市民代表ではないことを意味している。市長は、執行機関の長、市役所の長だ。議会こそが、本来の意味の市民代表であるはずだ。市長の解釈に相違があればお答えいただきたい。

- (3) 各種式典等での挨拶の序列について、本市では通例、市長が議長より先に挨拶しているが、名誉ある市民代表である議長が序列第一位であるべきだ。今後は、変更すべきではないか。
- (4) 二元代表制と言われるが、代表している民意は異なる。市長は、あくまでも市民が雇い入れた「お雇い経営者」だ。市長は市民から執行を委ねられているのであり、執行とは「Operation」。市長を会社にたとえればＣＯＯだ。一方、議会は市民から監督を委ねられているのであり、監督とは「Direction」。議会を会社にたとえれば取締役会（Board Of Directors）、その長である議長は会長（Chairman）に相当する。「お雇い経営者」の身分にもかかわらず、「玉座」に座った気になっているのではないか。
- (5) この点をきちんと理解できていないことが、市長の言動にもあらわれている。執行機関の長が市民代表である議会に不満を言う立場にはない。市長として執行を任せるには、あまりに信用できない言動が相次いでいるからこそ、100条委員会まで設置され、ついには辞職勧告まで突きつけられた。市長がすべきことは、信頼される言動であって、監督者への文句を外で言い募ることではないはずだ。2期8年の長きにわたって、行政トップを務めたことで、増上慢が出てきているのではないか。この指摘に対する市長の所見を伺う。